

【設計監理料】

□ 新築・増築工事

- A. 総工費 2500 万円以上の場合、総工費の 7～10%程度（詳細は別表による）
- B. 総工費 2500 万円未満の場合、施工坪面積あたり 10 万円、または 250 万円・・・（相談による）

□ 内装・改装工事

- A. 施工坪面積あたり 7 万円、または総工費の 15%～（相談による）

□ 家具・プロダクト・イベント・その他

相談に応じます。

- ※ 1. 「総工費」は、照明・空調・外構等含む（特殊仕様及び解体等除く）工事の最終総額。設計監理料は含まず。
- ※ 2. 構造設計料（設計監理料の通常 20%）、設備設計料（専用住宅なら特殊な物を除き通常不要）、消費税、他各種税、敷地調査費用、確認申請・中間検査・完了検査手数料、各種登記費用、他各種費用は、別途です。
- ※ 3. 交通費は、片道 2 時間を越えるか新幹線等を利用する遠方の場合は、別途です。
- ※ 4. 増築・内装・改装などは特に条件によって大きく業務内容が変わりますので、ご相談に応じます。

【お支払い時期】

□ 新築・増築・内装・改装 共通

契約時 10% + 基本設計終了時 30% + 実施設計終了時 30% + 竣工時 30%

- ※ 上記は、設計監理料の総額を 100%とした際の各回の比率です。
- ※ 短期工事等の場合相談に応じます。

【設計料別表（料率表）】

総工費（円）※1	第1類	第2・3類	第4類
2500万未満	——	——	250万円
2500万以上～6000万未満	8%	13%	10%
6000万以上～1.2億未満	7%	11%	9%
1.2億以上～2億未満	6%	9%	8%
2億以上～3億未満	5%	7%	7%
3億以上	応相談		

構造設計料などの別途費用は【設計監理料】※2参照。

【建築種別】

第1類	工場、車庫、市場、倉庫等	
第2類	体育館、観覧場、学校、研究所、庁舎、事務所、駅舎、百貨店、店舗、共同住宅、寄宿舎等	第1類の建築物のうち第2類の建築物に相当する複雑な設計等を必要とするものを含む
第3類	銀行、美術館、博物館、図書館、公会堂、劇場、映画館、集会場（オーデトリウムを有するものに限る。）ナイトクラブ、ホテル、旅館、料理店、放送局、病院、診療所、複合建築物等	第1類又は第2類の建築物のうち第3の建築物に相当する複雑な設計等を必要とするものを含む。
第4類	戸建住宅（木造・RC造・鉄骨造）	

※記念建造物、社寺、教会堂、茶室、室内装飾、家具造作等に関する特殊なものは、上記の類にふくみません。